

# 世田谷区内施設長会について

令和5年5月17日

世田谷区内(特別養護老人ホーム)施設長会 会長  
特別養護老人ホーム博水の郷 施設長 田中美佐

# 1.区内施設長会の設立

措置時代は区主催の施設長会



介護保険導入以降  
施設長の、施設長による、施設長のための  
施設長会の必要性



H18年 世田谷区内施設長会設立へ

活発な意見交換や情報共有・東京都・世田谷区への要望

## 2.活動内容

- ①経営・運営に関する情報交換
- ②高齢者施策への提言
- ③サービスの質改善に関する調査・研究
- ④区民対象の介護講座の講師派遣 など

# 3.これまでの施設長会の成果

- (1) 施設長会からの要望で、特養希望者の待機者リストが1カ月ごとに送付  
    ➡他区では3カ月、4カ月6カ月ごとという所がある
- (2) 施設長会からの要望により研修費の助成(110万円)※平成20年より
- (3) 施設長会主催で区の協力による就職フェアの開催  
    (平成30年より 4回開催、本年も10月に開催予定)
- (4) 施設長会から要望により採用活動に対する助成金の交付(30万円)
- (5) 新型コロナウイルス発生時の職員派遣の覚書作成※令和2年より

# 4.最近の施設長会の 区長あて要望及び成果

① ワクチン接種のお願い

② 上記からの国への陳情

➡厚労省へ施設長会会長と一緒に陳情。介護職員へのワクチン優先接種

東京都でいち早く、高齢者施設でのワクチン接種が始まった

③ PCR検査のお願い 社会的検査を行ってもらうことで、クラスターの防止に役立ってきた

④ 世田谷区特養介護職員宿舎借り上げ支援事業の創設(都の事業の活用を前提)

⑤ 上記制度対象入居者拡充

看護職員、生活相談員、栄養士、機能訓練指導員、ケアマネジャーなど職種が拡充

⑥ 物価高騰のための補助金 他区より多くの助成 特養他1床35000円

# 5.区長への要望書提出



令和5年4月5日 世田谷区役所 第一庁舎

# 6.世田谷区の特別養護老人ホームの定員

	第7期 (令和2年度末)		第8期末 (令和5年度末) 目標		令和5年度 (R5年5月現在) 予定		令和5年度 5月17日現在	
	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数
(広域型) 特別養護老人ホーム	24 ※	1,958 ※	25	2,066	25	2,082	24 ※	1,974 ※
地域密着型特養	3	87	5	145	4	116	4	116
合計	27	2,045	30	2,211	29	2,198	28	2,090

※令和4年度から5年度にかけて3施設で合計16床短期入所のベッドを特養ベッドに変更

(世田谷区 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画をもとに作成)

# 7.区内特養の稼働率

## (令和4年度)

加重平均	92.0 %	(N=23)
最大値	98.0 %	
最小値	85.2 %	

$$2,090 \text{人(定員数)} \times 6\% = 125.4 \text{人}$$

**特養を新設しなくても125人待機者が入居できる**



# 8.待機者のうち特養への入所が困難な人

## 1.低所得者

社会福祉法人減免には限界

## 2.医療ニーズが高い

胃ろう、インシュリン、在宅酸素、透析など

## 3.身寄りや身元引受人が不在

緊急時対応、医療同意、死後事務など相談員の負担増

## 4.要介護3以下

日常生活継続支援加算(要介護4と5が70%以上)

※特養を新設しても待機者として残り続ける！

# 9.稼働率を高める方法

- 1.介護・看護の人材確保
- 2.設備・備品の更新
- 3.ICT・ロボット化
- 4.情報提供書の依頼から送付の短縮化

# 10.今後の特養の整備予定

- 令和5年8月 特養108床（弦巻）
- 令和6年12月 地域密着型特養 29床（代田）
- 令和8年3月 特養100床（大蔵）
- 令和8年3月 地域密着型特養29床（上用賀）

**令和8年3月には32施設となり、現在より266床増床**

**➡介護職員少なくとも133人必要**

# 11.大規模修繕・建て替えが必要な特養

区内28施設中

築41年 1施設      築39年 1施設      築38年 1施設

築30年以上 2施設      築20年以上 8施設

課題:

- ・資金 自己資金が不足、  
補助金の目減り(物価・賃金高騰)
- ・敷地 ユニット型へ改築後面積増加、既存不適格<sup>2</sup>

## 12. 世田谷区内施設長会の今後

1. 特養のサービスの質の向上を目指す
2. 区・施設間の情報共有、協働化をすすめる  
課題の解決に取り組む
3. 地域公益活動を行い、地域共生社会づくりに貢献する

**地域住民へのサービスの質を高めるためには  
区との情報共有、協働化は不可欠！！**

**ご清聴ありがとうございました**

